

拡大する住まいの貧困と住宅セーフティネット

「住居は暮らしの器」と言われるように、適切な居住こそが幸せを実現します。ところが、社会全体が貧困で住居が確保できなければ、「住居が無く、生きていけない」状況に陥ることになります。高度経済成長を経て豊かな社会を実現したはずでしたが、バブル経済崩壊後の四半世紀は日本社会では人々がいとも簡単に「住居が無く、生きていけない」状況に陥ることを示しています。

本学習会では、居住の本質に立ち返り「居住福祉」の実態とわが国が居住福祉に充てられるべき財政のあり方を学習します。ぜひ、ふるってご参加ください。



講師 **稲葉 剛氏**

一般社団法人つくろい東京ファンド
代表理事、
立教大学大学院特任准教授

会場 **主婦連合会会議室**
(主婦会館プラザエフ3階)

- JR四ツ谷駅越町口前(歩1分)
- 地下鉄南北線 / 丸の内線四ツ谷駅(歩3分)

資料代 **500円** (経済的に困難な方は無料)

日時 **2017年**
1/24(火)
18:30~21:00 (開場18:00)

主催 **公正な税制を求める市民連絡会**



事務局連絡先 弁護士 猪股正
さいたま市浦和区岸町7-12-1東和ビル4階 埼玉総合法律事務所 Tel.048-862-0355 fax048-866-0425

